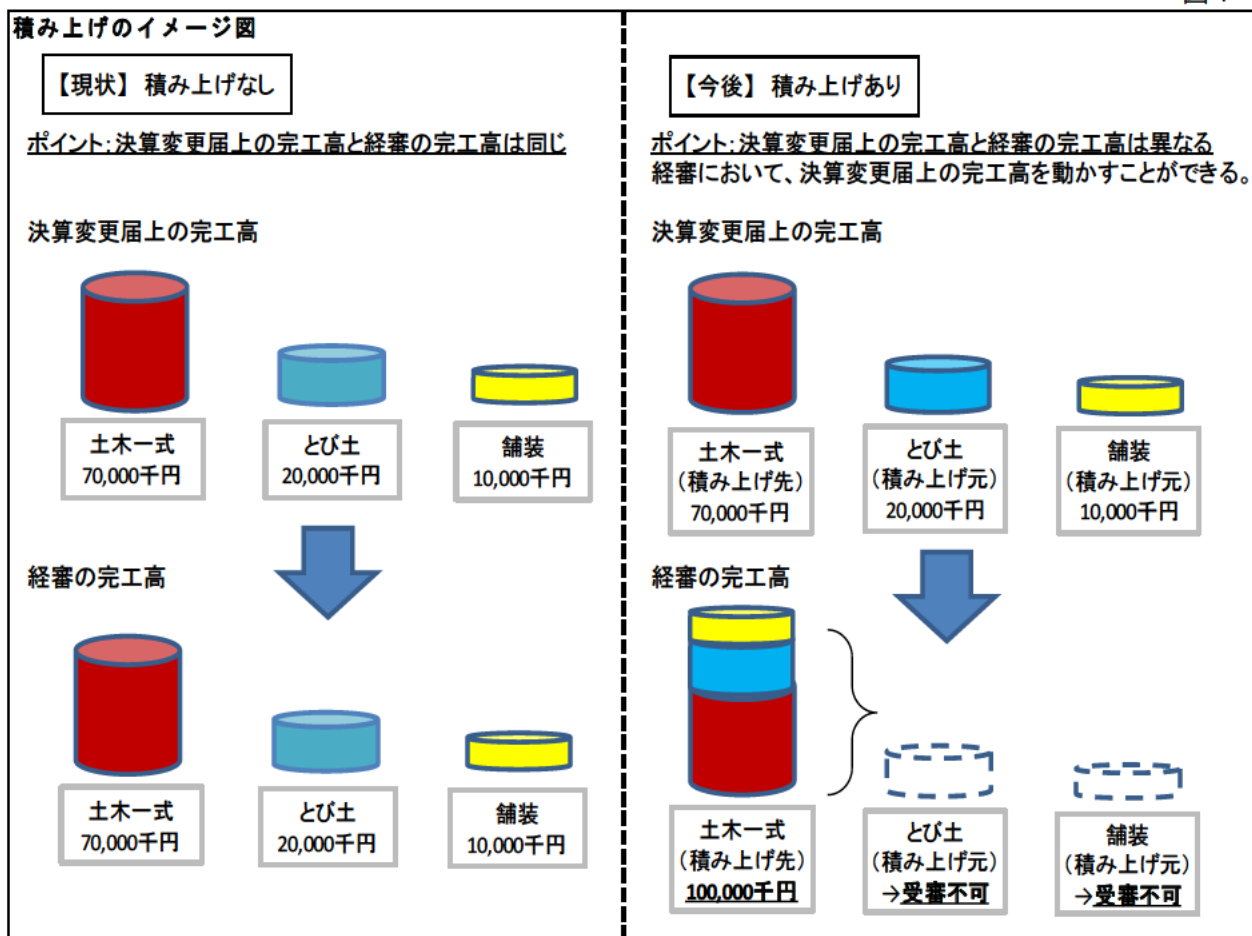


経営事項審査にかかる完成工事高の業種間積み上げ の導入について（詳細版）

1. 積み上げとは

許可を受けている業種のうち、積み上げ可能な業種について、経営事項審査を受けない業種の完成工事高（以下「積み上げ元」といいます。）を、その建設工事の内容に応じて、経営事項審査を受ける業種の完成工事高（以下「積み上げ先」といいます。）に含めて申請することをいいます。

図1



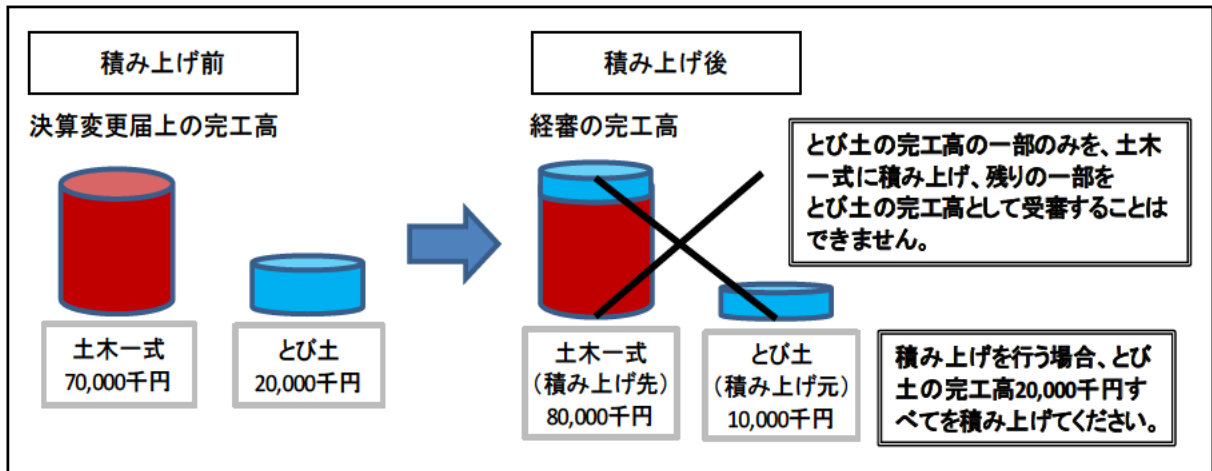
※ とび土と舗装の完成工事高を土木一式に集約し、経営事項審査において土木一式の完工高として受審することができます。その一方で「積み上げ元」となったとび土と舗装の業種は経営事項審査を受審することができなくなります。

【主な留意点】

- ①「積み上げ元」となる業種は、経営事項審査の申請をすることができません。その結果、「積み上げ元」の業種は、結果通知書の通知年月日以降、経営事項審査が義務付けられている公共工事の入札に参加することができなくなり、公共工事の請負契約を締結することができなくなります。

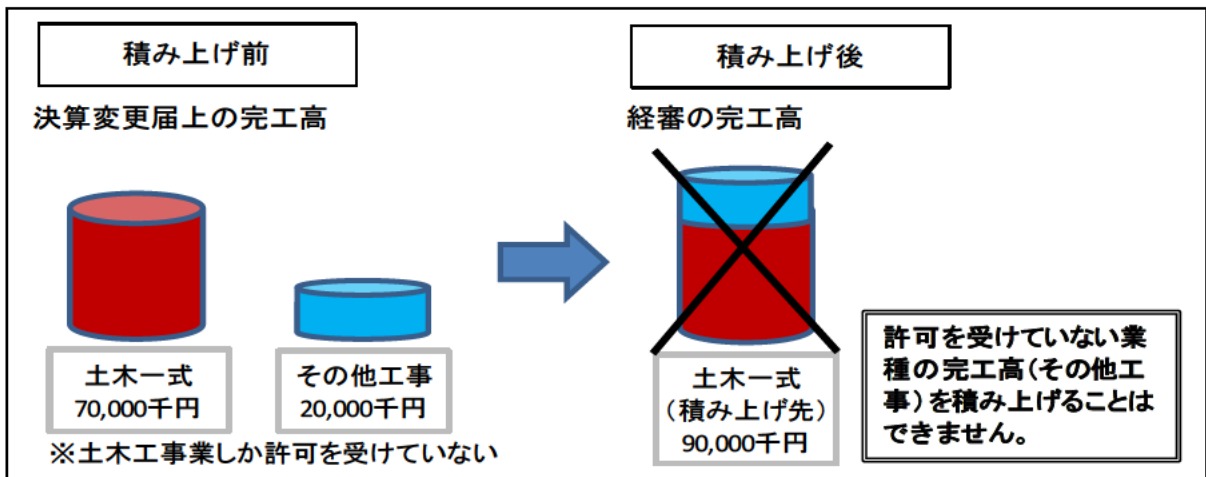
- ②「積み上げ元」となる業種の完成工事高の一部のみを、一式工事又は専門工事に積み上げ、残りの一部を「積み上げ元」となる業種として経営事項審査の申請をすることはできません。積み上げを行う場合、「積み上げ元」となる業種すべての完成工事高を一式工事又は専門工事に積み上げてください。

図 2



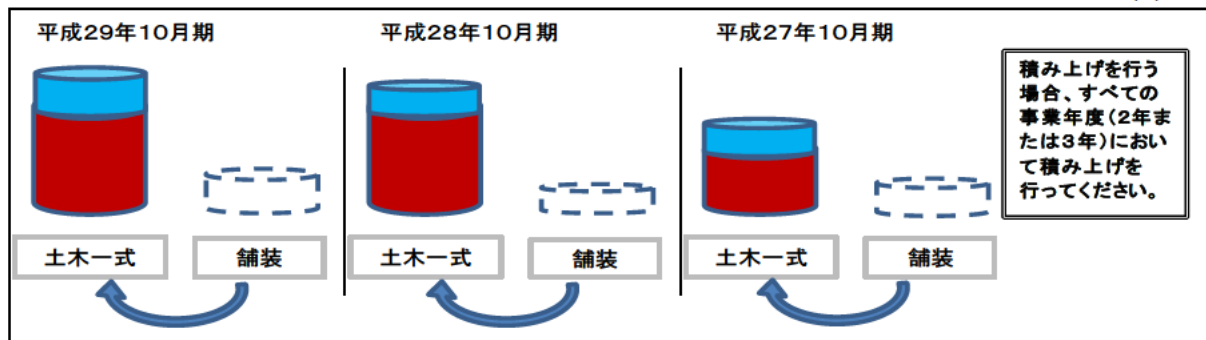
- ③「積み上げ元」、「積み上げ先」の両方の建設業許可が必要です。許可を受けていない業種の完成工事高(その他工事)を積み上げ元にはできません。

図 3



- ④積み上げを行う場合、2年又は3年すべての事業年度で積み上げを行うこととなります。特定の事業年度のみ積み上げを行うことはできません。

図 4



- ⑤積み上げを行うか否かは申請者の任意であり、また申請年度ごとに見直しが可能です。

2. 積み上げの対象業種

積み上げ可能な業種は下記のとおりです。下記以外の業種の積み上げは認められません。

① 専門工事から土木一式工事へ積み上げ

専門業種	⇒	一式工事
とび土、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体		土木一式

② 専門工事から建築一式工事へ積み上げ

専門業種	⇒	一式工事
大工、左官、とび土、タイル・れんが・ブロック、屋根、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体		建築一式

③ 専門工事から専門工事へ積み上げ

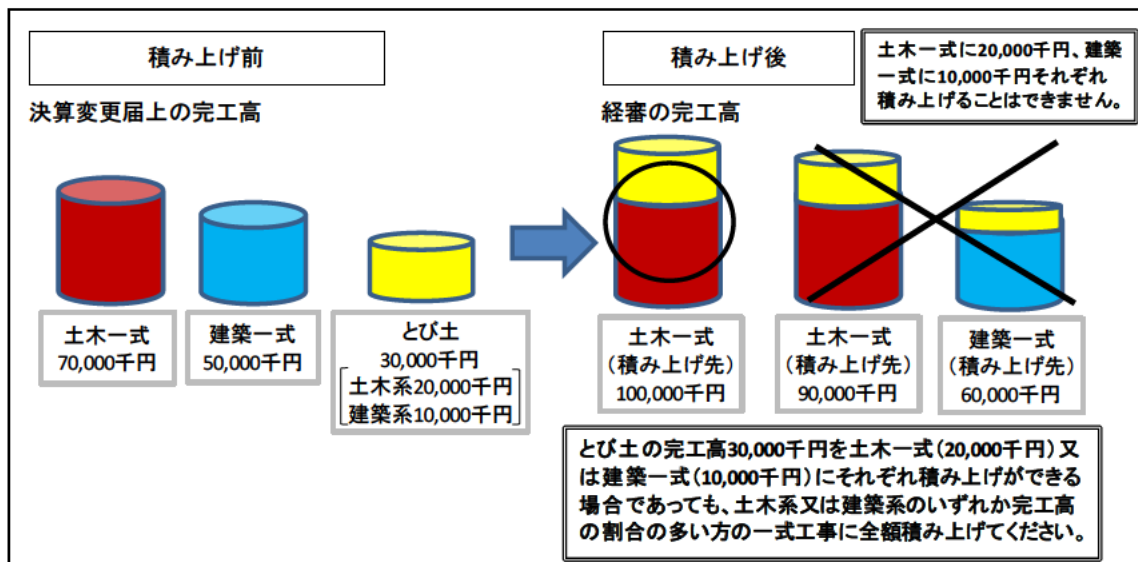
専門業種		専門業種
電気	⇔	電気通信
管	⇔	水道施設
とび土	⇔	石
とび土	⇔	造園

例：電気工事から電気通信工事、電気通信工事から電気工事へ相互に積み上げを行うことができます。

【主な留意点】

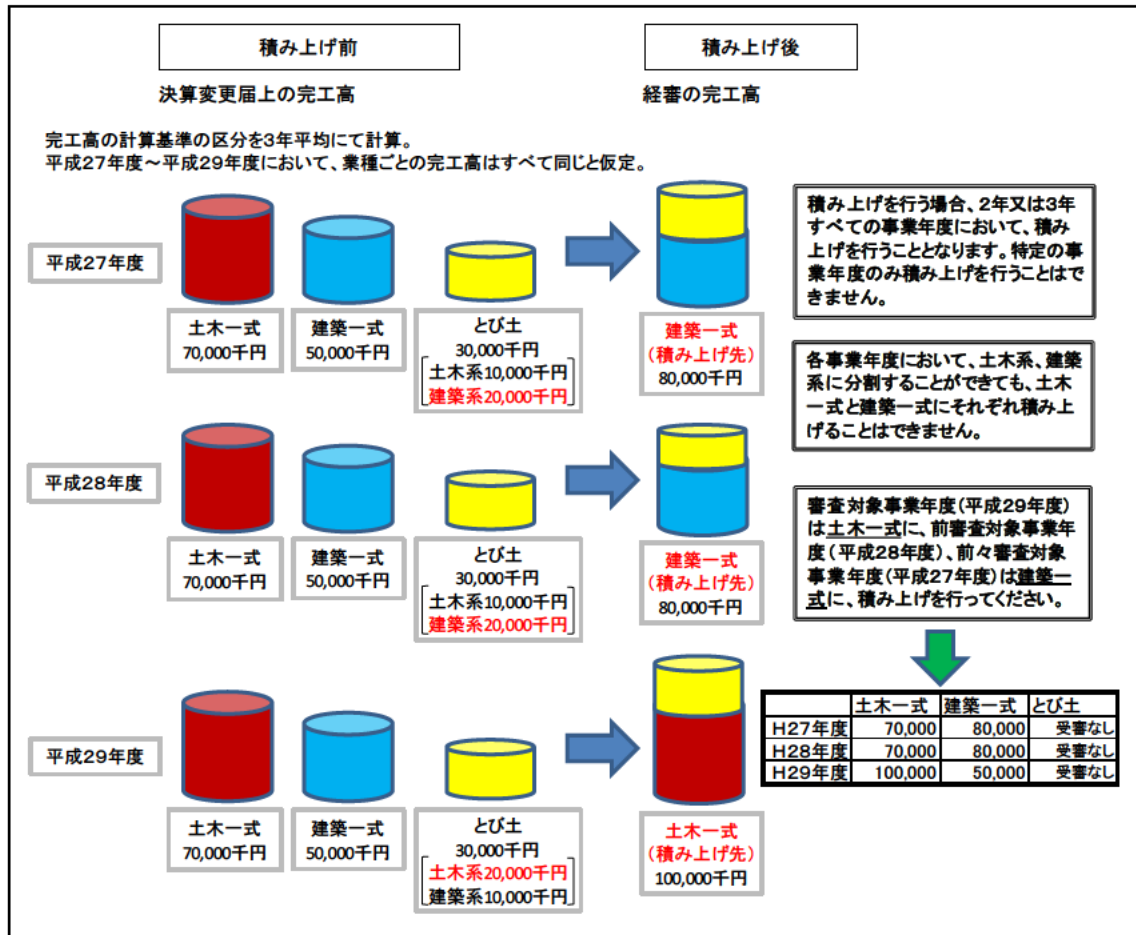
- ① 専門工事から一式工事への積み上げについて、とび土や鋼構造物等の業種で土木工作物の施工（土木系）と建築物の施工（建築系）の完成工事高が混在しており、土木一式又は建築一式の双方に積み上げができる場合であっても、その業種すべての完成工事高を土木系又は建築系いずれか完成工事高の割合の多い方の一式工事に積み上げてください。

図 5



②完成工事高における2年平均又は3年平均を記載する際に、とび土や鋼構造物等の業種といった土木一式又は建築一式の双方に積み上げができる業種を積み上げ元とする場合、審査対象事業年度だけでなく、前（前々）審査対象事業年度においても土木系、建築系のいずれか完成工事高の割合の多い方の一式工事に全額積み上げてください。その際、各事業年度によって積み上げ先となる一式工事が異なる場合もあります。記載方法については、別添資料「積み上げの記入例（想定④）」を参照してください。

図6



3. 積み上げの申請方法

積み上げを行う場合、「工事種類別完成工事高（別紙一）」に積み上げ後の完成工事高を記入したうえ、その完成工事高の移行がわかるように「工事種類別完成工事高付表（別記様式第1-2号）」（平成29年度経営事項審査申請の手引きP30参照）を添付してください。記載方法については、下記の記述及び別添資料「積み上げの記入例」を参照してください。

（例1）とび土の完成工事高を土木一式に積み上げる場合

審査対象事業年度の完成工事高の状況（全額元請の例）（千円）

積み上げ後		積み上げ前	
受審業種	経審における完成工事高	許可業種	完成工事高
土木一式	130,000 ←	土木一式	100,000
申請不可 ←		とび土	30,000
記載不要	←	とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）	30,000 ←
計	130,000	計	130,000

とび土（30,000）を積み上げ。

土木一式に積み上げたとび土は、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」に含めません。

完成工事高、元請完成工事高を区別して記載してください。

別記様式第1-2号 工事種類別完成工事高付表 手引P30参照
審査基準日：平成29年10月31日

審査対象業種：土木一式工事（とび土から土木一式への積み上げ）

	完成工事高（千円）		元請完成工事高（千円）		完成工事高（千円）		元請完成工事高（千円）	
	前審査対象事業年度	前々審査対象事業年度	前審査対象事業年度	前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度
合計	50,000	—	32,000	—	130,000	130,000		
土木一式	40,000	—	30,000	—	100,000	100,000		
とび土	10,000	—	2,000	—	30,000	30,000		

2年平均の場合、合計は、工事種類別完成工事高表（別紙一）に記載した積み上げ後の土木一式工事の完成工事高と一致します。

2年（3年）平均選択の場合、前（前々）審査対象事業年度も積み上げを適用し、続けて記載します。

2年平均を選択した場合、前々審査対象事業年度の記載は不要です。

手引P58～61参照

別紙一 工事種類別完成工事高 20002
工事種類別元請完成工事高

申請者 三重県組（株）

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 27年11月 至 28年10月	審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度 自 28年11月 至 29年10月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)
業種コード 32010	完成工事高(千円) 50000	元請完成工事高(千円) 32000	完成工事高(千円) 130000	元請完成工事高(千円) 130000	
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表			

(例題2) 解体工事の完成工事高を土木一式工事又は建築一式工事に積み上げする場合

解体工事業の許可を有していない場合でも、平成28年6月1日時点で現にとび・土工事業の許可を有する者が解体工事の実績を有している場合には、平成31年5月31日までの申請に限り、下記のとおり積み上げの対象とすることができます。その場合、積み上げを行った「その他(解体)工事」の完成工事高については、その他工事の完成工事高から除きます。

審査対象事業年度の完成工事高の状況(全額元請の例)(千円)

積み上げ後		積み上げ前	
受審業種	経審における完成工事高	許可業種	完成工事高
建築一式	120,000 ←	建築一式	100,000
とび土	50,000	とび土	50,000
とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)	50,000	とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)	70,000
その他工事	0	その他(解体)工事	20,000
計	170,000	計	170,000

解体(20,000)は積み上げを行ったので、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」及び「その他工事」には含めません。

その他(解体)工事(20,000)を積み上げ。

別記 工事種類別完成工事高付表 審査基準日：平成29年10月31日
様式第1-2号

審査対象業種：建築一式工事(その他(解体)から建築一式への積み上げ)

	完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)		完成工事高(千円)		元請完成工事高(千円)	
	前審査対象事業年度	前々審査対象事業年度	前審査対象事業年度	前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度
合計	180,000	130,000	150,000	100,000	120,000	120,000		
建築一式	150,000	130,000	150,000	100,000	100,000	100,000		
その他(解体)	30,000	0	0	0	20,000	20,000		

別紙 工事種類別完成工事高 (用紙A4) 2 0 0 0 2
工事種類別元請完成工事高

申請者 三重県庁(株)

審査対象事業年度の審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度
自 2016年11月 至 2018年10月

審査対象事業年度の審査対象事業年度 27年11月～28年10月
審査対象事業年度の審査対象事業年度 26年11月～27年10月

審査対象事業年度 2018年11月 至 2019年10月 計算基準の区分 1 (1.2年平均) (2.3年平均)

種下	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
0	0000155000	0000125000	0000120000	0000120000
項	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
建築一式工事	180,000	150,000		
	130,000	100,000		

3年平均の場合、前(前々)審査対象事業年度の合計は、工事種類別完成工事高(別紙一)の完成工事高計算表に合計を転記したうえで、その数値の合計を2で割った値を記入します。

4. 積み上げの導入時期

平成29年10月決算期以降の建設業者から積み上げを申請することができます。また、積み上げを導入した申請は、平成30年2月の経営事項審査から可能となります。

したがって、平成29年10月決算期の建設業者であっても、平成30年1月の経営事項審査ではまだ積み上げを導入した申請を行うことはできません。

5. 再審査の実施について

積み上げ導入前の基準に基づく審査の結果の通知を受けている方は、積み上げの導入日から120日以内に限り、積み上げにかかる事項についての再審査を申し立てることができます。再審査にかかる申請の詳細については、別添「経営事項審査の制度改正（完成工事高の業種間積み上げ）による再審査申立ての取扱いについて（三重県知事許可業者）」をご覧ください。

ただし、再審査により「積み上げ元」の業種は経営事項審査の点数（総合評定値）が抹消され、入札参加資格者名簿に掲載される要件を欠いてしまうため、再審査の結果通知書の通知年月日以降、経営事項審査が義務付けられている公共工事の入札に参加することができなくなりますのでご注意ください。

再審査の申立期間：平成30年2月1日（木）～平成30年5月31日（木）
再審査の申立てができる経営事項審査の結果：制度改正前の基準により通知された直近の経営事項審査の結果で、有効期限内（審査基準日から1年7ヶ月以内）にあるもの

- ※ 再審査を行った結果を「格付け」に反映させるかどうかは、各市町等の判断となります。したがって、再審査を行った結果が反映されるかどうかは、入札を希望される各市町等にお問い合わせください。
- ※ 再審査の結果通知書は、すみやかに入札参加資格登録共同受付（公財財団法人三重県建設技術センター）にご提出ください。また、共同受付対象外である市町等の発注機関に登録がある場合は個別に各窓口までご提出ください。

【参考】

三重県発注工事においては再審査を行ったとしても、再審査後による経審結果を平成29年度格付け及び平成30年度格付けに反映しないこととします。あくまで、積み上げの結果が反映されるのは平成31年度格付けからとします。

「三重県の格付け例」 格付けは各市町等によって異なります

格付け年度	公告期間	格付けの対象となる決算期
平成31年度格付け	H31年6月～H32年5月	H29年10月～H30年9月
平成30年度格付け	H30年6月～H31年5月	H28年10月～H29年9月
平成29年度格付け	H29年6月～H30年5月	H27年10月～H28年9月

※ 三重県では、平成31年度格付けから積み上げの結果が反映されます。

6. 工事の契約関係書類審査

積み上げを行った場合であっても、変更届出書（事業年度終了の届出書）の工事経歴書（様式第二号）に記載した積み上げ元の工事内容の確認を行いますので、工事経歴書に記載した工事の契約関係書類を持参してください。また、積み上げ元の業種が、前（前々）審査対象事業年度において、経営事項審査を受審していない場合は、前（前々）審査対象事業年度の契約書類も持参してください。

例：とび土、舗装を土木一式に積み上げた場合、審査対象業種として土木一式のみ受審することになりますが、工事の契約関係書類は、土木一式だけでなく、積み上げ元のとび土、舗装も確認しますので、忘れずに持参してください。

7 総合評定値（P点）の算出方法（手引P84～94参照）

$$\text{総合評定値（P）} = 0.25 \times X_1 + 0.15 \times X_2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

積み上げを行うと、積み上げ先の「工事種類別年間平均完成工事高の評点（ X_1 ）」の点数が上がります。また、積み上げ元に元請完成工事高が計上されていれば、「技術力の評点（Z）」の点数が上がる可能性があります。手引P84（表13）、P89（表18）の計算式に積み上げ後の完工高を適用して、事前に総合評定値が何点上がるか求めることができます。

8 その他の留意点

- ・ 積み上げを行った状態で経営事項審査を受審した後、同審査基準日において、再度、積み上げなしの状態に戻すために経営事項審査を受け直すことはできません。また、積み上げを行った後、同審査基準日において再度他の業種を積み上げて受け直すこともできません。再審査、業種追加を除いて、同審査基準日において複数回受審することはできません。
- ・ 積み上げを行う場合でも、決算変更届（事業年度終了の届出書）に添付する工事経歴書は従来どおり変更ありません。積み上げを行うことを見越して、積み上げ元の完成工事高を積み上げ先に移行した状況で工事経歴書を作成しないでください。あくまで、工事経歴書は許可を受けている建設工事の業種に対応する工事を記載します。
- ・ 繰り返しになりますが、積み上げを行うと、「積み上げ元」の業種は、結果通知書の通知年月日以降、経営事項審査が義務付けられている公共工事の入札に参加することができなくなり、公共工事の請負契約を締結することができなくなりますので、その旨、ご了解いただいたうえで、積み上げを行ってください。

9. Q&A

1. 積み上げの制度について

Q1-1

積み上げが平成29年10月決算以降の建設業者から導入されるということですが、今後は必ず積み上げを行わないといけないのでしょうか。

(回答)

積み上げを行うか否かは申請者の任意です。また申請年度ごとに見直しが可能であり、例えば、平成29年度においては積み上げを行い、平成30年度においては積み上げを行わないことも可能です。積み上げを行うと、それ以降も必ず積み上げを行わなければならないというわけではありません。

2. 積み上げの対象業種について

Q2-1

土木一式、とび土、舗装の3業種の許可を受けています。土木一式に積み上げをするには、他の専門業種であるとび土と舗装をすべて積み上げ元としなければならないのでしょうか。

(回答)

すべての業種を積み上げ元とする必要はありません。とび土のみを積み上げ元とすることができますし、舗装のみを積み上げ元とすることもできます。もちろん、とび土と舗装の両方を積み上げ元とすることもできます。

Q2-2

積み上げ元となった業種であっても、完工高0円として結果通知書の総合評定値に何らか表記されることになりますか。

例：【完工高】土木一式1,000万円、とび土500万円 舗装500万円
とび土及び舗装を土木一式に積み上げを行う。

(回答)

積み上げ元の完工高が0円になるというのではなく、そもそも積み上げ元となった業種は経審を受審することができなくなりますので、結果通知書にて積み上げ元の業種の総合評定値（いわゆる経審の点数）は一切表記されなくなります。したがって、上記の例では、積み上げ元となるとび土及び舗装の総合評定値は表記されないことから、積み上げ元の業種は経営事項審査が義務付けられている公共工事の入札に参加することができなくなり、公共工事を受注することができなくなります。

Q 2-3

積み上げ先となる一式工事または専門工事の完工高が0円であっても、積み上げを行うことはできますか。

例：【完工高】土木一式0円 とび土5000万円 舗装3000万円
土木一式に完工高が全く計上されていませんが、それでもとび土、舗装を土木一式の完工高に積み上げることはできますか。

(回答)

できます。積み上げを行うにあたって、積み上げ先の完工高があるか否かは関係ありません。

Q 2-4

とび土の内訳をみると、土木系2,000万円、建築系1,000万円となりましたが、建築一式の方に積み上げすることはできますか。

(回答)

できません。土木工作物の施工（土木系）、建築物の施工（建築系）建設工事の割合の多い方の一式工事に積み上げてください。また、割合が同じである場合は、どちらに積み上げてもらっても結構です。

Q 2-5

P3の【主な留意点】の図5では、結果的に土木一式に3,000万円積み上げることになりますが、土木一式を審査対象業種として申請しない（経審を受けない）のであれば、その3,000万円を建築一式に積み上げることはできますか。

(回答)

できません。その業種すべての完工高を土木系又は建築系のいずれか完工高の割合の多い方の一式工事に積み上げるため、たとえ割合の多い方（土木一式）を審査対象業種として申請していなくても、割合の少ない方（建築一式）に積み上げることは認められません。

また、割合の多い方（土木一式）が許可を有していない場合でも、割合の少ない方（建築一式）に積み上げることは認められません。

Q 2-6

P3【主な留意点】の図5では、とび土の内訳を土木系2,000万円、建築系1,000万円というように仕分けしていますが、その裏付けとなる書類について何か持参する必要がありますか。

(回答)

特段、不要です。しかし、工事経歴書を確認する際に明らかに仕分けが誤っていると判断した場合（土木一式の完工高が多いように判断できるが、実際は建築一式に積み上げを行っている）、仕分けした根拠を確認させていただく場合があります。

Q 2-7

P 3 「③専門工事から専門工事へ積み上げ」を行った積み上げ先の業種の完工高を元に、「①専門工事から土木一式工事へ積み上げ」または「②専門工事から建築一式工事へ積み上げ」といった一式工事へさらに積み上げを行うことはできますか。

例：【完工高】造園500万円、とび土1,000万円

造園からとび土に500万円積み上げた後、そのとび土の1500万円をさらに土木一式に積み上げることはできますか。

(回答)

できません。専門工事から専門工事へ積み上げを行った積み上げ先の完工高を元に、さらに一式工事に積み上げることはできません。とび土から土木一式に積み上げできる額は1,000万円となります（その場合、造園からとび土には積み上げできません）。

Q 2-8

「平成29年度経営事項審査申請の手引き」P 24（4）ケに記載されている分割分類を行った場合、積み上げは申請することができなくなりますか。

例：【完工高】土木一式1,000万円 とび土500万円 舗装500万円
土木一式の工事経歴書に記載した1つの工事のなかで舗装工事が300万円混在している場合、土木一式の完工高から、その300万円を舗装に分割分類したいと思います。

一方で、とび土から土木一式に500万円積み上げを行いたいと思います。

(回答)

できます。経審における完工高において、分割分類と積み上げを混在させることは可能です。結果として、土木一式1,200万円（積み上げ先、分割元）、舗装800万円（分割先）が経審の完工高となります（積み上げ元となったとび土は受審できません）。

その場合、「工事種別完成工事高付表（別記様式第1-1号）」に分割分類の内容を、「工事種別完成工事高付表（別記様式第1-2号）」に積み上げの内容を記載して申請書類に2枚追加して添付してください。

なお、その際の「工事種別完成工事高付表」の作成の注意点として、計算の順番として、以下のとおり分割分類の計算を行った後に、積み上げの計算を行ってください。

分割分類
土木一式1,000万円
〇〇線道路改良工事

土木一式700万円
舗装300万円 合計 舗装800万円



積み上げ
土木一式700万円
とび土 500万円

土木一式1,200万円

※ 分割分類の内容を「工事種別完成工事高付表（別記様式第1-1号）」に記載した後に、積み上げの内容を「工事種別完成工事高付表（別記様式第1-2号）」に記載します。結果として、「工事種別完成工事高付表（別記様式第1-2号）」に記載した積み上げ先の合計と「工事種別完成工事高表（別紙一）」に記載した積み上げ先の完工高の額は必ず一致することになります。

Q2-9

とび・土工事業を受ける場合、「工事種別完成工事高（別紙一）」に内訳工種として「法面処理工事」を、鋼構造物工事業を受ける場合、内訳工種として「鋼橋上部工事」を記載しますが、例えば、とび土の完工高が3000万円（うち、法面処理工事1,000万円）である場合、内訳工種の法面処理工事1,000万円のみを土木一式に積み上げて、残った完工高2,000万円をとび土の完工高として受けることはできますか。

（回答）

内訳工種の完工高のみを積み上げることはできません。積み上げをする場合は、内訳工種を含めた業種すべての完工高を積み上げてください。つまり、とび土の完工高3,000万円すべてを積み上げる必要があります。

Q 2-10

平成28年6月1日に解体工事業が新設されましたが、経過措置期間中であるため、解体工事業の許可はまだ受けておらず、とび土の許可をもって解体工事を施工しています。その場合、その他（解体）工事の完工高を建築一式に積み上げすることはできますか。

例：【完工高】建築一式3,000万円 とび土2,000万円
その他（解体）工事1,000万円

（回答）

できます。解体工事業の許可を有していない場合でも、平成28年6月1日時点で現にとび土の許可を受けている者が解体工事の実績を有している場合には、平成31年5月31日までの申請に限り、「その他（解体）工事」の完工高を積み上げ対象とすることができます。

したがって、その他（解体）工事1,000万円を建築一式に積み上げ、建築一式の完工高を4,000万円として申請することができます。

P2③のとおり、許可を受けていない業種を積み上げ元にはできませんが、解体工事業の経過措置業者（平成28年6月1日時点でとび土の許可を受けて解体工事業を営んでいる者）である場合、唯一の例外として、許可を受けていない場合でも解体工事の完工高を積み上げることができます。

3. その他

Q 3-1

以前は、土木一式、とび土、舗装の3業種を受審しており、3業種分の手数料（16,000円）を購入しておりました。このたび、とび土、舗装を土木一式に積み上げを行った場合、何業種分の手数料を購入すればよろしいですか。

（回答）

1業種分（11,000円）を購入してください。とび土、舗装は審査しないため、その分の手数料は徴収しません。

Q 3-2

積み上げを行う場合、事前に決算変更届（事業年度終了の届出書）を提出しますが、工事経歴書（様式第二号）を作成するにあたり注意すべき点はありますか。

（回答）

積み上げを行う場合でも、決算変更届に添付する工事経歴書の記載については特段変更ありませんので、従来どおり作成してください。

積み上げを行うことを見越して、積み上げ元の完工高を積み上げ先に移行した状況で工事経歴書を作成することはできません。あくまで、工事経歴書は許可を受けている建設工事の業種に対応する工事を記載します。

Q 3-3

経審の審査においては、受審する業種の完工高に計上した工事の契約関係書類を持参していましたが、このたび、とび土、舗装を土木一式に積み上げを行った場合、土木一式の工事経歴書に記載した書類のみ持参すればよろしいですか。

(回答)

積み上げを行った場合であっても、決算届出書の工事経歴書に記載した積み上げ元の工事内容の確認は従来どおり行いますので、土木一式だけでなく、とび土、舗装の契約関係書類もご持参ください。また、積み上げ元であるとび土、舗装が、前(前々)審査対象事業年度において、経営事項審査を受審していない場合は、前(前々)審査対象事業年度の契約書類も併せて持参してください。

Q 3-4

平成30年3月(審査基準日:平成29年11月30日)において、とび土と舗装の2業種を土木一式に積み上げを行ったうえで経審の申請を行いました。しかし、近々、舗装工事の発注が出されることを聞いたため、積み上げ前の状態に戻したいと思い、同審査基準日(平成29年11月30日)にて積み上げ前の状態に戻して受け直したいと思っておりますができますか。

(回答)

同審査基準日において複数回受審することはできないため、受け直すことができません。したがって、翌年度の平成30年11月30日を審査基準日とした経審の申請まで、積み上げなしの状態に戻すことができないこととなります。積み上げを行う際には、慎重にご判断ください。

なお、入札参加資格者名簿上の取扱いの流れは、別添資料「積み上げにかかる三重県建設工事等入札参加資格者名簿についてのお知らせ」をご一読ください。

Q 3-5

平成30年3月(審査基準日:平成29年11月30日)において、とび土と舗装の2業種を土木一式に積み上げを行ったうえで経審の申請を行いました。結果通知書を受領したところ、この点数ではAランクにならないと判断したため、他の業種も積み上げして点数を上げたいと思い、同審査基準日(平成29年11月30日)においてしゅんせつと水道施設をさらに積み上げ行って申請することはできますか。

(回答)

同審査基準日において複数回受審することはできません。事前に経審の点数はシュミレーションすることができますので、手引のP84~94の計算式を参照してください。

Q 3-6

土木一式の点数を上げたいため、とび土、舗装を土木一式に積み上げを行いました。

この場合、積み上げ元となったとび土、舗装の入札参加資格者名簿上の取扱いはどうなりますか。

(回答)

積み上げを行うと、積み上げ元の業種の経審の点数は抹消されるため、積み上げ元となる「とび土」、「舗装」については、経審を受けていないこととなります。そのため、積み上げを行った経審の結果通知書の通知年月日以降、入札参加資格者名簿に掲載される要件を欠いてしまうため、積み上げ元の業種が、入札参加資格者名簿の入札参加希望業種に登録されている場合は、入札参加資格審査の共同受付に希望業種削除の届出を行う必要があります。

Q 3-7

平成29年度は積み上げを行いました、平成30年度は積み上げを行わずに申請したいと考えています。その場合、平成29年度に積み上げ元となった業種の完工高を元に戻すことはできますか。

例：平成29年度はとび土から土木一式に積み上げを行いますが、平成30年度は積み上げを行いません。

【完工高】

H28年度 土木一式4,000万円 とび土3,000万円

H29年度 土木一式5,000万円 とび土2,000万円

H30年度 土木一式3,000万円 とび土4,000万円

(回答)

積み上げは申請年度ごとに見直しが可能ですので、今年度積み上げを行わずに申請したいと考えた場合、前(前々)審査対象事業年度に積み上げ元となった業種の完工高については、以下のとおり積み上げを行っていない状態に戻して完工高を記載してください。逆に、積み上げを行わない場合、元に戻さずに申請することはできません。

●積み上げあり(H29年度申請)2年平均

H28年度 土木一式7,000万円 とび土 受審なし

H29年度 土木一式7,000万円 とび土 受審なし

●積み上げなし(H30年度申請)2年平均

H29年度 土木一式5,000万円 とび土2,000万円

H30年度 土木一式3,000万円 とび土4,000万円